

介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に関する意見書（案）

介護予防を推進するため、市町村の現場では、要支援者などに対する介護予防給付や地域支援事業に積極的に取り組んでおり、介護予防に大きな役割を果たしています。また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、介護予防への大きな力となっています。

現在、国においては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画を視野に、個別給付として実施している介護予防給付の一部サービスを市町村が実施している地域支援事業へ段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められています。

急激な制度変更は、現場の事業者や市町村において、大きな混乱を生ずることが心配されます。

よって、国においては、新たな地域支援事業の導入に当たっては、下記事項について特段の取組を図られますよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 市町村の介護予防事業の機能強化の観点から、市町村の現場で適切に事業を実施できるよう手引書を作成するとともに、先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じた丁寧な説明の実施を行うこと。
- 2 介護給付と合わせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑に事業が移行できるよう適切な取組を行うこと。
- 3 地域支援事業費の上限設定について、改めて適切に見直すこと。また、事業の詳細については、市町村の裁量で自由に取り組めるよう配慮すること。
- 4 住民主体の地域づくりなどの基盤整備が重要であることから、市町村における環境整備に合わせた適切な移行期間を設けること。また、地域のマネジメント力の強化のために必要な人材の育成等については、十分な財源を確保すること。

平成25年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
総務大臣
厚生労働大臣

長野市議会議長 高野正晴